公 告 第 1060号
令和８年１１月１１日

公　　告

分任契約担当官
陸上自衛隊健軍駐屯地
西部方面会計隊本部
業務科長　秋吉　裕之

次のとおり一般競争入札を行います。

１　競争に付する事項
(1)　件　　名：令和８年度庁舎用予備発電設備点検整備
(2)　規　　格：仕様書のとおり
(3)　履行場所：陸上自衛隊健軍駐屯地
(4)　履行期間：令和９年３月３１日

２　競争に参加する者に必要な資格に関する事項
(1)　予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること、なお未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
(2)　予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。
(3)　令和７・８・９年度の防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）九州・沖縄地域の「役務の提供等」の「Ｄ」等級以上の資格を有するもの。（競争参加資格を有する登録業者は、資格審査結果通知書（写）を令和８年１１月２５日までに提出すること。ＦＡＸ可）
(4)　大臣官房衛生監、防衛政策局長及び防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5)　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

３　公告の掲示場所
西部方面隊ホームページ（https：//www.mod.go.jp/gsdf/wae/）
陸上自衛隊健軍駐屯地、北熊本駐屯地、自衛隊熊本病院

４　契約条項・入札等参加者心得を示す場所
陸上自衛隊健軍駐屯地西部方面会計隊本部業務科契約班及び西部方面隊ホームページ

５　競争入札執行の日時場所
(1)　入札場所：陸上自衛隊健軍駐屯地　会計隊会議室
(2)　日　　時：令和８年１１月２７日（金）　１０時１５分

６　落札決定方法
(1)　総額（税抜き価格）が予定価格以内の最低額の入札をした者を落札者とする。ただし、当該応札価格が予算決算及び会計令（昭和２４年勅令第１６５号）第８５条の規定により契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準を下回った場合は、落札を保留し、必要な調査のうえ決定する。この場合、すべての応札者は官側が行う調査に協力するものとする。
(2)　全ての入札が予定価格の制限に達しない場合は、直ちに再度入札を実施する。但し、郵便入札が含まれている場合には、後日改めて入札を実施する。
(3)　同価の入札の場合については、抽選により決定する。

７　保証金に関する事項
(1)　入札保証金：免 除

ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の１００分の５以上を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金：免 除
ただし、契約者がその契約上の義務を履行しない場合は、契約金額の１００分の１０以上を違約金として徴収する。

8 入札の無効
(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
(2) 入札金額を訂正してある入札、及び入札書の記載事項及び押印が不明瞭なもの。
(3) 入札参加資格者に関する条件に違反した入札

9 契約書等作成の要否
(1) 「駐屯地用標準契約（請）書」の様式により作成提出
(2) 適用する契約条項
「役務請負契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」

10 その他
(1) 郵便による入札を可とする。
(2) 入札書に「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と余白に記入すること。
電信電話による入札は認めない。
(3) 送信封筒に必ず「（入札日時及び入札件名）入札書在中」の記載をし、入札期日の前日１７時迄に必着するよう郵送（持参）し送付後、業務科契約班まで電話連絡すること。（再度入札を含む。）
(4) 入札に関する委任を受けた者は、入札執行前に委任状を提出すること。
(5) 入札における消費税の取り扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税法に規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額に消費税法に規定する消費税に基づく消費税法に相当する金額を差し引いた金額（税抜き）を入札書に記載すること。
イ 入札金額に非課税部分がある場合は、入札書に記載された金額のうち、対象となる金額の備考欄にその内訳を記載すること。
(6) 開札後、落札者に連絡する。（当日中を基準とする。）

11 入札に関する事項の問合わせ先
〒８６２－０９０１
熊本県熊本市東区東町１－１－１
陸上自衛隊健軍駐屯地 西部方面会計隊本部 業務科 契約班（担当：和田）
ＴＥＬ ０９６－３６８－５１１１（内線３５７３）
ＦＡＸ ０９６－３６８－３５７９

12 仕様書に関する事項の問合わせ先
〒８６２－０９０１
熊本県熊本市東区東町１－１－１
陸上自衛隊健軍駐屯地 業務隊 管理科（担当：吉永）
ＴＥＬ ０９６－３６８－５１１１（内線４８１０）

入　札　書

件　名（業務の名称）　令和８年度庁舎用予備発電設備点検整備

入札金額：￥

上記の金額をもって入札心得書の条項を承諾の上、入札します。
当社は、入札心得に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。

令和８年１１月２７日

分任契約担当官陸上自衛隊健軍駐屯地
西部方面会計隊本部
業務科長　秋吉　裕之　殿

住　　所
商号又は名称
代表者氏名　　印
代理人氏名　　印

注：金額、月日等の数字は算用数字で明確に記載すること。

委　任　状

受任者
　営業所名
　役　　職
　氏　　名
　使 用 印　　印

　私は上記の者を代理人と定め、下記件名の入札・見積及び契約に関する権限を委任します。

記

件　名（業務の名称）：　令和８年度庁舎用予備発電設備点検整備

委任者
　住　　所
　商号又は名称
　役　　職
　代 表 者 氏 名　　印

分任契約担当官陸上自衛隊健軍駐屯地
西部方面会計隊本部
業務科長　秋吉　裕之　殿

市場価格調査書

金¥

（税抜き金額）

No	件　　名	規　　格	単位	数 量	単　価	金　額	備　考
1	令和8年度庁舎用予備発電設備点検整備	仕様書のとおり	ST	1			
	内訳を付記して下さい。						
	（内訳）						
履行場所	陸上自衛隊健軍駐屯地						
履行期間	令和 9 年 3 月 31 日						

上記のとおり見積致します。

令和 8 年 11 月 25 日

分任契約担当官
陸上自衛隊健軍駐屯地
西部方面会計隊本部
業務科長　秋吉　裕之　殿

住　　所
会 社 名
代表者名

令和8年11月25日までの提出にご協力をお願いします。

仕　　様　　書

令和８年度庁舎用予備発電設備点検整備

陸上自衛隊健軍駐屯地業務隊

仕　　様　　書

1　件　名：令和８年度庁舎用予備発電設備点検整備

2　場　所：熊本県熊本市東区東町１－１－１陸上自衛隊健軍駐屯地

3　役務概要
本役務は、健軍駐屯地内に設置されている庁舎用予備発電設備の機能を保持するための機関点検整備(C点検)及び発電設備点検整備を専門技術者により実施する。

4　一般事項

(1)　共通事項

ア　点検整備要領は製造ﾒｰｶｰの定める手順又は方式で行うこと。詳しい整備内容を確認したい場合は、発電設備製造ﾒｰｶｰに問い合わせすること。電気設備技術基準並びに関係諸規定及び製造ﾒｰｶｰの点検基準により実施すること。

イ　試験(整備)結果分析方法及び判定基準も製造ﾒｰｶｰの定める基準に準じる。測定機器等も製造ﾒｰｶｰの指定する機器等を使用すること。

ウ　仕様書に記載なき事項でも、役務の完了に必要な事項は実施するものとする。

エ　役務実施中に既存施設や設備等を万一破損させた場合は受注者の負担において早急に復旧させること。

オ　各関係法規及び諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図ること。

カ　点検整備中に疑義が生じた場合は監督官と協議し、指示に従うこと。

キ　検査官又は監督官より整備不良や不都合な箇所の指摘を受けた場合は、直ちに再度整備を行なうこと。

ク　自動始動発電機盤・発電機本体・補機類も整備を行なうものとし、制御試験・保護連動試験調整含む。又点検整備によって既設中央監視制御システムで現在使用している機能である状態表示・故障表示等に不具合を与えないこと。状態及び故障信号がＣＲＴに正常に表示され、故障に関しては警報が異常なく発報すること。

ケ　点検整備実施中に緊急を要する不良箇所や重大欠陥が発見された場合は監督官に早急に報告すると共に、修繕方法や交換が必要な部品を提案すること。

コ　点検整備についてはそれぞれの分野の専門技術員により実施すること。
（消防法による防災用発電機の法令点検及び建築基準法１２条点検・部品交換役務ではないので注意すること。）

サ　無負荷運転試験を行い各種測定データを提出すること。点検整備作業日数は開庁日の9日以内で終わらせること。
（測定データ分析・書類作成等は除く）

シ　点検結果により今後の定期・臨時交換部品の提案及び点検整備スケジュールの提案を行うこと。

ス　発電機整備の精度、遅滞ない施工管理を確保・維持するため現場責任者は明電舎の監督のもと５回以上の発電機の保守実績がある者を選定すること。また保守作業前に作業に従事した履歴書を提出すること。

(2)　役務関係図書の管理

ア　役務関係図書等は、役務実施等の目的以外に第三者に対して貸与、複製又は閲覧させてはならない。

イ　役務関係図書等は複製したものを含め役務完了後速やかに返却しなければならない。

ウ　写真は役務実施に関係する場所以外は撮影してはならない。又役務完了後にはネガを監督官へ提出すること。デジタルカメラの場合は写真提出後速やかに電子データを消去すること。

エ　点検整備により発見した不良又は要注意箇所は一覧表にして監督官へ提出すること。又不良箇所が分かりにくい場所については写真や図面等を合わせて提出すること。

オ　点検整備の手順は操作禁止事項や充電箇所の有無・点検対象等を考慮し作成すること。

(3)　提出書類（各２部）

ア　点検整備結果報告書（機関設備）
　　点検整備表
　　交換奨励部品一覧（経年劣化対象）

イ　蓄電池計測表（始動用・制御用）
　　非常停止試験及び保安警報装置試験成績表
　　始動試験成績表
　　機関試験成績表
　　その他必要な添付書類や監督官から要求された書類

ウ　点検整備結果報告書（発電・電気設備）
　　発電機本体点検表
　　制御盤点検表
　　継電器（過電流・過電圧・不足電圧・地絡過電圧）点検記録表
　　非常停止試験及び保安警報装置試験表
　　起動・停止試験表
　　その他必要な添付書類や監督官から要求された書類

エ　施工計画書(各２部)
現場組織表
緊急連絡体制表
安全衛生計画表
工程表
その他必要な添付書類や監督官から要求された書類

(4)　役務現場管理

ア　受注者は統括責任者(現場責任者)を任命し、各設備の専門技術者を確実に管理すること。また徹底した安全管理を行うこと。

イ　統括責任者は、点検整備実施について十分に検討熟慮し、点検要領の手順等については役務従事者に対する工程管理を指導徹底すること。又駐屯地電気主任技術者及び監督官との調整を行い事故等の発生防止に努めること。

ウ　点検現場は常に清掃し、器材等の整理整頓に努めること。
その他オイル・パッキン等の消耗品は受注者の負担とする。また、養生が必要な場合は受注者の負担によりシート等で確実に実施すること。

エ　整備現場では保安用具を必ず装着し、作業責任者の立会いを受け実施すること。

オ　受注者本人もしくは現場責任者が整備中常に立ち合い安全管理を徹底すること。また受注者本人又は現場責任者が現場を離れる場合は、必ず監督官に申し出て許可を得ること。基本的に長時間現場を離れる場合は安全管理上の問題があるためその間は整備を中止させることとする。

カ　現場責任者は受注者と直接雇用関係があることとし、下請けまたは協力会社等の社員から設定はできない。

キ　整備可能な時間帯は開庁日の０８：１５～１７：００とする。
ただし、１７：００まで整備ができるわけではなく、１７：００までには敷地外へ退場する時間を示す。

ク　整備現場に入場する時は必ず監督官の許可を得ること。許可を得た日と違う日に入場する場合はその都度許可を得ること。

ケ　この整備に関して当然熟知していなければならない事項についての監督官への質問には回答しない。受注者の負担により製造メーカーのサービスエンジニア（有料）へ依頼すること。

コ　現場責任者は作業員として本整備に直接従事することを禁止する。

5　対象機器及び役務概要
別紙第１「点検整備機器一覧表」
別紙第２「点検項目（自動始動発電機盤）」
別紙第３「点検項目（非常用発電設備）」
別紙第４「案内・配置図」

別紙第1

点検整備機器・取替部品一覧表

非常用予備発電設備一覧表

機器名称及び規格等		数量	設置場所
交流同期発電機	明電舎製　E－AF　375KVA	1　台	発電機室
交流励磁機	明電舎製　E－AA　15KVA　180Hz	1　台	〃
励磁装置	明電舎製　ブラシレス励磁方式　13KW	1　台	〃
ディーゼル発電装置	明電舎製　DEGK425LFB	1　台	〃
ディーゼル発電機関	明電舎製　SA6D141A　375KVA	1　台	〃
ディーゼル原動機関	小松製作所　SA6D140A　水冷4サイクル	1　台	〃
消音器	明電舎製　FOE－250	1　台	〃
電磁接触器盤	明電舎製　VS－3E	1　面	〃
保護装置	明電舎製　始動渋滞・加速度・油圧低下・水温上昇・非常停止・過電圧・不足電圧・過電流・充電器故障・給気ファン故障	1　組	〃
燃料小出槽	発電電動機付帯設備　310L	1　個	〃
鉛蓄電池	GS製　MSE-150　24V150AH	12　セル	〃

取替部品

機器名称及び規格等	数量	備考
(電気交換部品)		
■自動始動発電機盤		
交流電圧計	1　個	メーカー推奨品
交流電流計	1　個	メーカー推奨品
周波数計	1　個	メーカー推奨品
電力計	1　個	メーカー推奨品
直流電圧計	1　個	メーカー推奨品
ヒューズ①	1　個	メーカー推奨品
ヒューズ②	4　個	メーカー推奨品
VS	1　個	メーカー推奨品
AS	1　個	メーカー推奨品
トグルスイッチ	1　個	メーカー推奨品
セレクタスイッチ	1　個	メーカー推奨品
サーマルリレー	1　個	メーカー推奨品
電磁接触器①	1　個	メーカー推奨品
電磁接触器②	2　個	メーカー推奨品
直流電磁接触器	1　個	メーカー推奨品
補助継電器	4　個	メーカー推奨品
■電磁接触器盤		
電源切替器	1　個	メーカー推奨品
直流電磁接触器	2　個	メーカー推奨品
補助継電器	1　個	メーカー推奨品
ヒューズ	1　個	メーカー推奨品
(エンジン交換部品)		
ガスケット	6　個	メーカー推奨品
オイルフィルタ、カートリッジ	2　個	メーカー推奨品
フュエルフィルタ、カートリッジ	2　個	メーカー推奨品
潤滑油	1　式	メーカー推奨品
冷却水不凍液	1　式	メーカー推奨品

別紙第2

点検項目一覧(自動始動発電機盤)

点検箇所(部位)	点検内容	1年毎 実施項目
制御盤全体	外観全般の汚損・破損・発錆の有無確認	○
	ヒューズ類の点検	○
	配線の線名・表示・脱落の有無確認	—
	端子及び配線の過熱・変色・損傷の有無確認	○
	掃除及び各締め付け確認	○
限時継電器	整定値確認	—
	作動時限測定	—
保護継電器	外観点検、整定値確認 ※	—
	特性試験	—
電圧調整装置	外見点検	○
	電圧調整範囲試験	○
指示計器	外観点検、零点確認	○
	計器校正	—
絶縁抵抗測定	低圧回路－大地間、試験電圧　500V	○
運転試験	補機類の運転確認	○
	手動起動・停止確認	○
	試験起動(自動モード)試験	○
	運転状態確認(各指示計器・表示灯確認)	○
	保護回路動作試験・表示灯確認	○
総合試験	自動起動確認(模擬信号による停電・復電試験)	○
	無負荷運転試験	○
	実負荷運転試験 (模擬負荷試験機含む)	—
	定格負荷運転試験(模擬負荷試験機含む)	—

特記事項

1. 実施項目は○印を実施
2. 点検内容の※印は保護連動試験時に実施

別紙第3

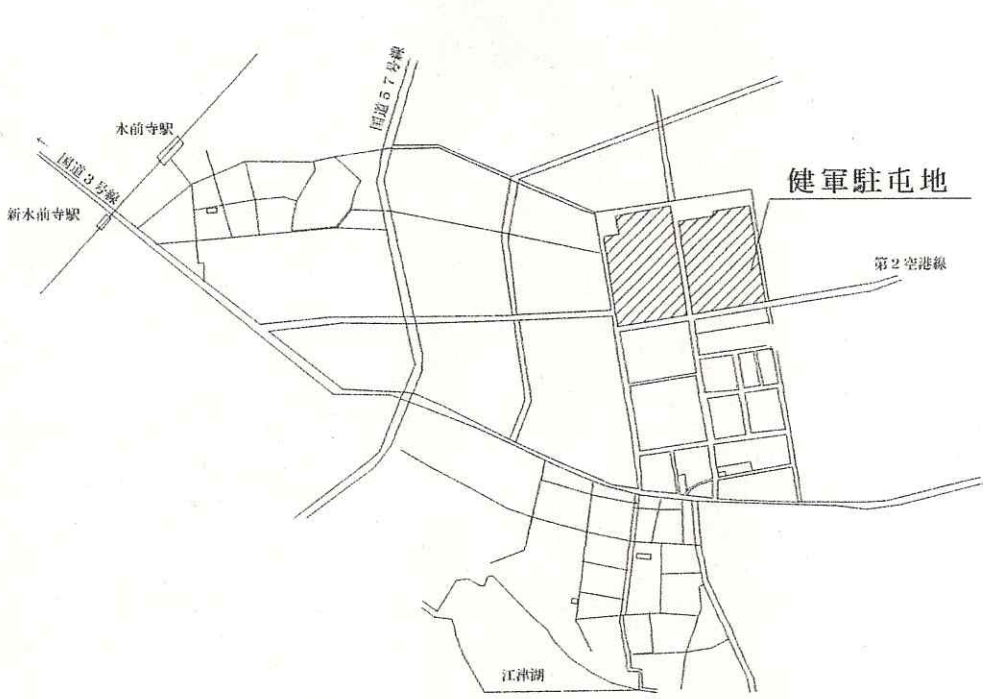
点検項目一覧(発電機設備)

点検箇所(部位)	点検内容	1年毎 実施項目
発電機全般	外観全般の汚損・破損・発錆の有無確認	○
	掃除及び各締付け確認	○
軸受け	外観点検	－
ころがり軸受	グリスの変色、漏れの有無確認	－
	ベアリングの交換	－
励磁装置	外観点検	○
ブラシレス	回転整流器周りの損傷・過熱・変色の有無確認	○
	コイルの汚れ、絶縁物の亀裂・破損確認有無	○
固定子	全般の汚損・損傷・発錆の有無確認 ※	○
	コイルの汚れ、絶縁物の亀裂・破損の有無確認 ※	○
	空隙(ギャップ)測定	－
	内部点検(回転子引き抜き点検時に実施)	－
回転子	全般の汚損・損傷・発錆の有無確認 ※	○
	回転子ファンの損傷の有無確認 ※	○
	コイルエンドの汚損、損傷の有無確認 ※	○
	回転子引抜き点検	－
絶縁抵抗測定	低圧回路－大地間 試験電圧 500V	○
運転試験	異音・異臭の有無	○
	過熱・異常振動の有無	○
	振動測定	○
絶縁診断	納入10年未満の装置 推奨周期:4年毎	－
	納入10年未満の装置 推奨周期:2年毎	－

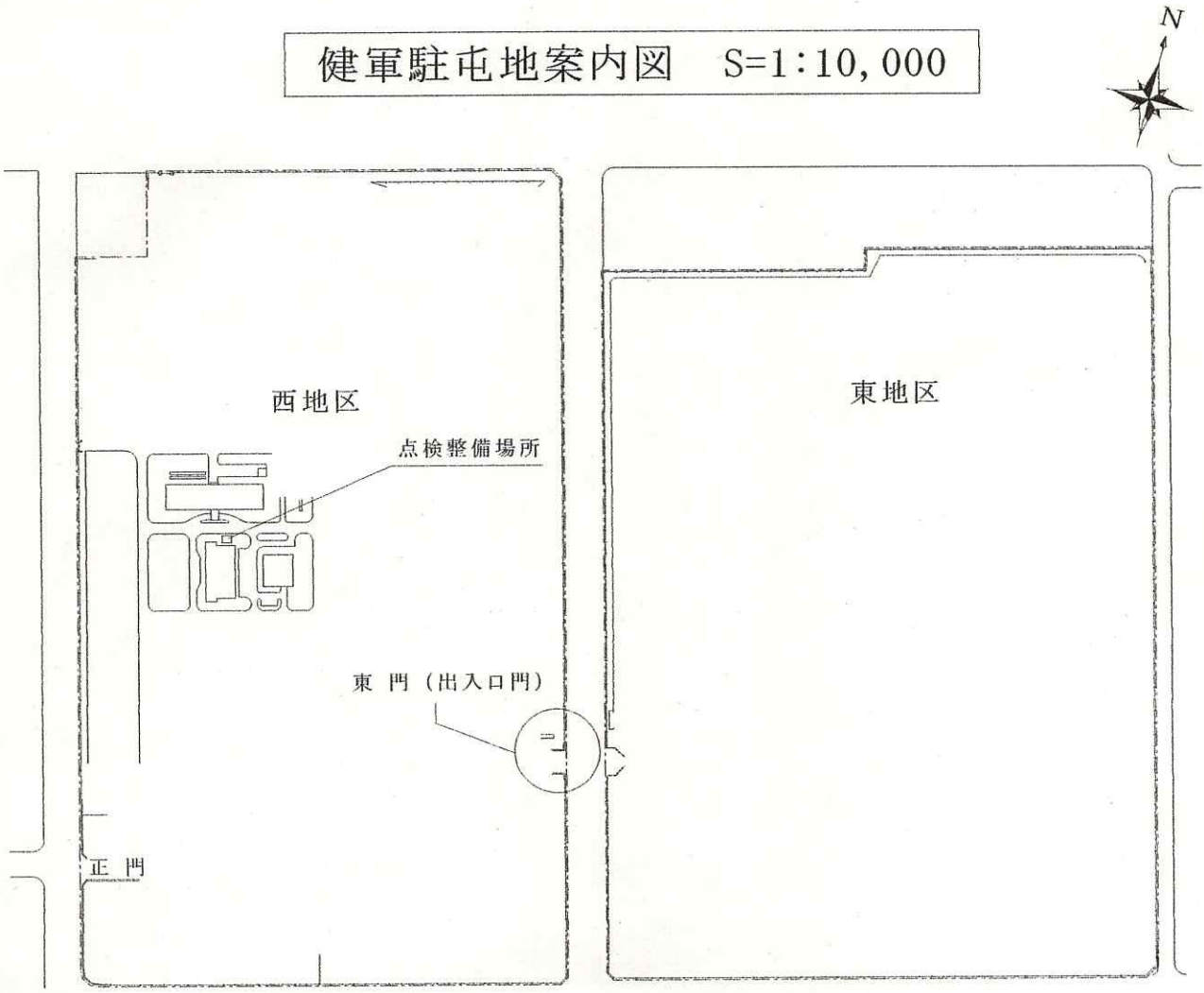
特記事項

1. 実施項目は○印を実施
2. 点検内容の※印はカバーを取外し点検可能な範囲で実施

別紙第４



健軍駐屯地案内図　S=1:10,000



健軍駐屯地配置図　S=1:6,000